

建設発生土自然由来重金属等 汚染対策の手引き

平成28年11月 4日制定
(平成28年11月 4日施行)
平成29年 3月29日改正
(平成29年 4月 1日施行)

平成29年4月

岐阜県

農 政 部 ・ 林 政 部
県土整備部 ・ 都市建築部

建設発生土自然由来重金属等汚染対策の手引き

目 次		頁
第 1 章	総則	
1-1	はじめに	1
1-2	適用範囲	2
1-3	関係法令	4
第 2 章	調査・計画	
2-1	事業計画段階	12
2-2	設計段階	13
2-3	施工計画段階	14
2-4	施工段階	17
第 3 章	対策	
3-1	基本方針	19
3-2	応急対策	19
3-3	施工時の対策	20
3-4	対策方法	23
第 4 章	モニタリング	
4-1	基本方針	28
4-2	仮置き場	28
4-3	盛土・埋土等	29
4-4	湧水等	30
第 5 章	その他	
5-1	参考となる資料	31
参考資料	「自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン（案）」について【要約】	32

用語の定義

本手引きでは、以下のように用語を定義する。

自然由来重金属等含有土	土壌汚染対策法上の特定有害物質でかつ土壌汚染の自然的原因となり得る化学物質としては、カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素およびこれらの化合物が挙げられる（第二種特定有害物質のうちシアンを除くもの：以下、「重金属等」という）。本書ではこれらの物質を自然的に含み、これらの重金属等が生活環境へ悪影響を与えるおそれがある土、岩ずり等の発生土や地山の土や岩盤を指す。
酸性土	硫酸イオンや鉄イオンの存在下でかつ、還元的雰囲気で堆積した堆積物には、一般的に黄鉄鉱（パイライト）等の硫化鉄物が含まれている。この地層が隆起などにより地下水面より上に位置する状況下で水と酸素と反応すると硫酸を生じ、土が酸性化する現象が生じる。火山活動などに伴って鉄化変質作用を受けた岩にも、黄鉄鉱などの硫化鉄物が含まれている。建設工事時においては、こうした土が掘削されて空気と水に曝されることにより、酸化的雰囲気に置かれ、硫酸が生成されて発生土が酸性を呈する場合がある。こうした土は「酸性硫酸塩土壌」と呼ぶ場合が多いが、本書ではこうした性質を持つ土の総称として岩ずりも含め「酸性土」と呼ぶこととする。酸性化する地山や自然由来重金属等がふくまれていれば、酸性化によって重金属等が溶出しやすい状況となり、よりリスクの高い土となることにも留意が必要である。
基準不適合土	土対法の適用外土砂等で環境基準に適合しない自然由来重金属等含有土を指す。

第1章 総 則

1-1 はじめに

本県は多くの活火山を有し、これらの活動に伴う熱水変質作用や鉱化作用により重金属を含有する岩石が広く分布している。また、主に岐阜県南部を占める地質帯である美濃帯の泥岩には、黄鉄鉱を多量に含むものがあり、酸化作用により酸性水を発生する岩石が多い。さらに、それに伴って、岩石に含まれる重金属が溶出しやすい環境にある。以上のような理由により、風化侵食作用によりこれらの岩石から生成された土砂には自然由来の重金属を含むものが多い。

このため、本県においては、公共工事の発生土から環境基準を超える自然由来の重金属を含む土砂や岩（以下、「土砂等」という。）が、非常に多く発生しており、県発注工事においてもこれまでに下表-1の事例が発生している。

表-1 県発注工事 環境基準超過自然由来重金属検出箇所一覧

	発生年	場 所	工事内容	環境基準不適合項目
①	平成16年	山県市	トンネル	ヒ素
②	平成19年	郡上市	トンネル	ヒ素
③	平成19年	郡上市	トンネル	ヒ素
④	平成20年	本巣市	トンネル	ヒ素
⑤	平成24年	郡上市	道路	ヒ素
⑥	平成24年	八百津町	トンネル	ヒ素
⑦	平成25年	岐阜市	ため池	ヒ素
⑧	平成26年	下呂市	トンネル	ヒ素、フッ素
⑨	平成28年	岐阜市	道路	ヒ素
⑩	平成28年	下呂市	道路	ヒ素

これらに対応するため、本県においては、平成19年2月に「土壌汚染遭遇時対応マニュアル」を策定し、工事实施に際し、土砂等や地下水の汚染に遭遇した場合の行政としての対応方針を示すとともに、周辺地盤への汚染拡散の防止を図っている。

また、自然由来重金属に汚染された建設発生土を適切に処理するため、「岐阜県建設発生土処理対策調査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、現地調査、適正処理方法等の検討を行った上で工事を実施しており、平成16年以降多くの自然由来重金属に汚染された土砂等が発生し、結果、多くの知見を集積することとなった。

このため、現在これまでに得られた知見等に基づき、土砂等の汚染に関する安定処理法等対策も確立されつつあることから、工事実施に際し参考となる「手引書」として、「建設発生土自然由来重金属等汚染対策の手引き」（以下、「本手引き」という。）を策定するものである。

なお、土砂等や地下水の汚染に遭遇した場合は、速やかに県環境部局、市町村と綿密な協議を行い地元住民等へ適宜情報開示を行うなど、周辺に対し十分配慮する必要がある。

また、汚染された土砂等によるリスク等に関する情報について、住民を含めた全ての関係者が共有し、相互に意志疎通を図ることは、土砂等の汚染対策を円滑に進めていくために有効な手段であり、これらについて参考となる資料としては、「自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」（環境省「土壌汚染リスクコミュニケーションのあり方に関する検討会」、参考資料参照）がある。

1-2 適用範囲

本手引きは、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が発注する工事等において自然由来重金属に汚染された土砂等（自然由来重金属である「カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素」の含有量もしくは溶出量、もしくはその両方が環境基準に適合していない土砂等。以下、「自然由来重金属等含有土」という。）で、「土壌汚染対策法」の適用を受けないものが発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に適用するものとする。

なお、土砂等に含まれる有害物質が自然的原因によるものか否かを判断するにあたっては、「土壌中の特定有害物質が自然的原因によるものかどうかの判定方法」（「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（環水大土発第 100305002 号 平成 22 年 3 月 5 日）が参考（次頁参照）となる。

また、基本的には、次のような場合は自然的原因と考えられる。

- ①特定有害物質の種類が、人工生成物ではない
- ②調査地域及びその周辺において特定有害物質の使用履歴がない
- ③地表からの有害物質の移動を示唆する特性が見られない
- ④調査地域に満遍なく分布して人工由来を示唆するような局在性がない
- ⑤調査地域の堆積環境と対象物質の濃度（含有量・溶出値）に因果関係が認められる

＜参考＞

土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法 (「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について 別紙」抜粋)

(1) 土壌溶出量基準に適合しない場合の判定基準

汚染原因が不明であること、土壌汚染状況調査において土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていることに加え、特定有害物質の種類等、特定有害物質の含有量の範囲等、特定有害物質の分布特性の3つの観点からの検討を行い、そのすべてについて以下の条件を満たすときは、自然的原因によるものであると判断する。

① 特定有害物質の種類等

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質が、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン又は六価クロムの8種類のいずれかであることとする。

なお、8種類のいずれかである場合にも、土地の履歴、周辺の同様な事例、周辺の地質的な状況、海域との関係等の状況を総合的に勘案し、次の事項を踏まえつつ判断する必要がある。

I) 砒素、鉛、ふっ素及びほう素については、自然由来の汚染の可能性が高いこと。

II) 溶出量が土壌溶出量基準の概ね10倍を超える場合は、人為的原因である可能性が比較的高くなり、自然的原因であるかどうかの判断材料の一つとなり得ること。しかし、その場合も、専ら自然的原因であることもあることに留意する必要があること。

② 特定有害物質の含有量の範囲等

特定有害物質の含有量が概ね以下の表に示す濃度の範囲内にあることとする。その際の含有量の測定方法は、土壌汚染状況調査における含有量調査の測定方法によらず、全量分析による。

なお、表に示す濃度の範囲を超える場合でも、バックグラウンド濃度との比較又は化合物形態等の確認から、自然由来による汚染と確認できる場合には、自然由来の汚染と判断する。

表 自然的原因による含有量の上限値の目安 (単位: mg/kg 全量分析による)

特定有害物質	砒素	鉛	ふっ素	ほう素	水銀	カドミウム	セレン	六価クロム
上限値の目安	39	140	700	100	1.4	1.4	2.0	—

※ 土壌汚染状況調査における含有量の測定方法(酸抽出法等を予定)により、上限値の目安を超えた場合には、人為的原因による可能性が高いと判断する。

酸抽出法の物質で、その測定値のすべてが表の上限値の目安の範囲内にある場合は、当該測定値が最も高い試料について全量分析により含有量を求め、表の上限値の目安との比較をする。

表の上限値の目安は、全国主要10都市で採取した市街地の土壌中の特定有害物質の含有量の調査結果を統計解析して求めた値(平均値+3 σ)であるので、鉱脈・鉱床の分布地帯等の地質条件によっては、この上限値の目安を超える場合があり得ることに留意する必要がある。

③ 特定有害物質の分布特性

特定有害物質の含有量の分布に、当該物質の使用履歴場所等との関連性を示す局在性が認められないこととする。

(2) 土壌含有量基準に適合しない場合の判定基準

汚染原因が不明であること、土壌汚染状況調査において土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていることに加え、特定有害物質の種類、周辺バックグラウンド濃度との比較、化合物形態等の観点から、以下の2つの条件を満たすときには、自然由来の汚染と判断する。

なお、これまでの知見からは、自然的原因により土壌含有量基準に適合しないこととなる可能性がある物質は、鉛及び砒素であると考えられる。

① バックグラウンド濃度又は化合物形態等から、当該土壌中の特定有害物質が自然に由来するものであることが確認できること。

② 特定有害物質の含有量の分布に、当該特定有害物質の使用履歴のある場所等との関連性を示す局在性が認められないこと。

1-3 関係法令

工事発注にあたっては、自然由来重金属等含有土に起因し地域住民等に健康被害を生じさせないように、関係法令等を遵守しなければならない。

自然由来重金属等含有土対策に関連する法令等と概要については次のとおりである。

(1) 関係法令等

- ① 土壌汚染対策法
- ② 岐阜県埋立て等の規制に関する条例
- ③ 岐阜県建設発生土管理基準

(2) 法令等の概要

① 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法（以下、「土対法」という。）は、土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的に、平成 14 年 5 月 29 日公布、平成 15 年 2 月 15 日より施行された。

土対法は、汚染の可能性が高い土地について、有害物質を取り扱う施設の廃止時など、一定の機会をとらえて調査を実施すること、土壌汚染が判明した場合には都道府県等が指定区域に指定すること、指定区域では土地の形質の変更が制限され土壌汚染によって人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等が定められている。

自然由来重金属等を含む土壌については、平成 21 年 4 月に改正された際追加され、平成 22 年 4 月に施行、法対象となった。

<土対法における調査対象>

- ・ 有害物質使用特定施設に規定する特定施設にかかる工場または事業場の敷地で当該施設の使用の廃止時（土対法第 3 条）
- ・ 一定規模（3,000m²）以上の土地の形質の変更が行われる場合で、当該土地が有害物質により汚染されているおそれがあるものとして都道府県知事が認めるとき（同法第 4 条、同法施行規則第 22 条）
- ・ 土壌汚染が存在する蓋然性が高い土地であって、かつ汚染があるとすればそれが摂取され人の健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地（同法第 5 条）

このうち、建設工事で遭遇する地盤汚染は、同法第 4 条または第 5 条の対象となる。

「人の健康被害が生ずるおそれがある」とは：

- ・汚染された土壌が人に直接摂取される可能性がある。
- ・敷地内に存在する土壌汚染が原因となって汚染された地下水が、
 - ア) 人の飲用に供せられ、または供せられる事が確実である。
 - イ) 水道法に規定する水道事業、水道用水供給事業または専用水道のための原水として取水施設より取り入れられまたは取り入れられることが確実である。
 - ウ) 災害対策基本法に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供される水の水源とされている。
 - エ) 水質環境基準が確保されない公共用水域の水質汚濁の主たる要因となり、または原因となることが確実である。

＜土対法適用対象土壌＞

- ・自然状態において2mm目のふるいを通過するもの。（土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン 改訂第2版より。以下、「2mmアンダー」という。）

ただし2mmアンダーであっても、例えば浚渫などで土地の形質変更にあたらな
ない場合には、土対法の適用を受けない。このため、事前に環境部局に確認
を行う必要がある。

土壌汚染対策法（抄）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（括弧内略）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし以下略。

2 以下略。

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし以下略。

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法に

より調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び前条第二項に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 以下略。

②岐阜県埋立て等の規制に関する条例

岐阜県埋立て等の規制に関する条例（以下、「条例」という。）は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的に制定、平成19年4月1日より施行された。

条例においては、埋立てに係る構造基準の他、土壌の汚染を防止するため、埋立てに供される土砂等が満たすべき基準（以下、「環境基準」という。）が定められ、環境基準に適合しない土砂等について埋立てが禁止されている。

ただし公共工事については、条例施行規則に定められる必要な措置が講じられていれば、埋め立てることができることとされている。

<条例適用対象土砂>

- ・岩砕、浚渫土も含む埋立てに供される一切のもの

岐阜県埋立て等の規制に関する条例（抄）

（環境基準）

第六条 埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき基準（以下「環境基準」という。）は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準に準じて、規則で定める。

（略）

（環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等）

第八条 何人も、環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるもの

（以下、略）

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則（抄）

（環境基準）

第二条 条例第六条の環境基準は、別表第一項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の環境基準への適合の状況については、別表第一項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判定するものとする。

（第三条 略）

（環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止に係る適用除外）

第四条 条例第八条第一項第一号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかの措置が講じられているものとする。

一 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十条に規定する方法により実施する同規則第三十九条に規定する措置。ただし、同規則別表第五の一の項中欄中「地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）」とあるのは「地下水の水質の測定及び雨水、地下水その他の水の浸入防止措置を講ずること（以下「地下水の水質の測定等」という。）」と、同規則第四十条及び別表第六の一の項上欄中「地下水の水質の測定」とあるのは「地下水の水質の測定等」と、同規則別表第六の一の項下欄イ中「当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上」とあるのは「雨水、地下水その他の水の浸入防止措置完了後、一年に四回以上」と、「環境大臣が定める方法により測定する」とあるのは「環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認する」と、同欄ロ中「イの測定の結果を都道府県知事に報告する」とあるのは「環境基準に適合しない土砂等に雨水、地下水その他の水が浸入しない措置をとる」と読み替えるものとする。

二 前号に掲げる措置に準ずるものとして知事が認める措置

（2以下、略）

別表1

埋立て等に使用される土砂等の環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1%につき0.01mg以下	日本工業規格K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本工業規格K0102の38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本工業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1%につき0.01mg以下	日本工業規格K0102の54に定める方法

六価クロム	検液1㍈につき0.05mg以下	日本工業規格K0102の65.2に定める方法
砒素	検液1㍈につき0.01mg以下、かつ埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1kgにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102の61に定める方法 農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1㍈につき0.0005mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等のように供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1kgにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1㍈につき0.02mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1㍈につき0.002mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
1・2-ジクロロエタン	検液1㍈につき0.004mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.3.2に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1㍈につき0.002mg以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1・1-ジクロロエチレン	検液1㍈につき0.1mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法
シス-1・2-ジクロロエチレン	検液1㍈につき0.04mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法
1・1・1-トリクロロエタン	検液中1㍈につき1mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	検液中1㍈につき0.006mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液中1㍈につき0.03mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液中1㍈につき0.01mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液中1㍈につき0.002mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1に定める方法
チウラム	検液中1㍈につき0.006mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液中1㍈につき0.003mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液中1㍈につき0.02mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液中1㍈につき0.01mg以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法
セレン	検液中1㍈につき0.01mg以下	日本工業規格K0102の67.2,67.3又は67.4に定める方法

		法
ふっ素	検液中1%につき0.8mg以下	日本工業規格K0102の34.1に定める方法又は規格34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液中1%につき1mg以下	日本工業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1%につき0.05mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
<p>備考</p> <p>1. 基準値の欄中、検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法より検液を作成し、これを用いて測定するものとする。この場合においては、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。</p> <p>2. 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>		

③岐阜県建設発生土管理基準

岐阜県建設発生土管理基準(以下、「管理基準」という。)は、条例の制定を受け、その趣旨を尊重し、発生する建設発生土を埋立て等の用に供する際の管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的に制定、平成19年4月1日より施行した。

工事に際し、当該土砂等が汚染されているか否か、その要因を調査し、汚染されているおそれがある場合は、環境基準に適合しているか確認を行うこととしている。

また、平成23年に建設発生土を搬出した特定事業場において、土砂から環境基準を超える自然由来重金属が検出されたことを受け、平成24年4月1日より、5,000m³以上の建設発生土を搬出する工事については、環境基準に適合していることを平成15年3月環境省告示第18号 土壌溶出量試験(以下、「公定法」という。)に準じた試験法により検査し、その結果により適否を確認することとしている。

なお、土対法の適用外土砂等で環境基準に適合しない建設発生土(以下、「基準不適合土」という。)は、条例施行規則第4条第1項による措置、もしくは委員会において検討を行い、適切な処理を行うこととしている。

岐阜県建設発生土管理基準 (抄)

第2章 環境基準

1 土砂等の環境基準等

(1) 土砂等の環境基準

建設発生土により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土が別表 1 に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」に適合していなければならない。

(2) 環境基準に適合しない建設発生土による埋立ての禁止

環境基準に適合しない建設発生土により埋立て（工事間利用を含む）は行っていない。

(3) 環境基準の適否の確認

環境基準の適否の確認は、様式-2 に定める「汚染要因に関する調査票」に基づき実施するものとする。5,000m³ 以上の建設発生土を搬出する工事については、土壤検査結果により適否を確認する。

ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については、様式-2 の調査及び土壤検査を省略することができる。

2 汚染要因の確認調査及び土壤検査の実施

確認調査及び土壤検査は次により行うものとする。

(1) 5,000m³ 以上の建設発生土を搬出する工事については、搬出量 5,000m³ ごとに 1 回以上、土壤検査を行うものとする。

(2) 5,000m³ 未満の建設発生土を搬出する工事については、様式-2 に定める「汚染要因に関する調査票」により確認調査を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、土壤検査を 1 回以上行うものとする。

(3～6 略)

7 汚染された建設発生土の扱い

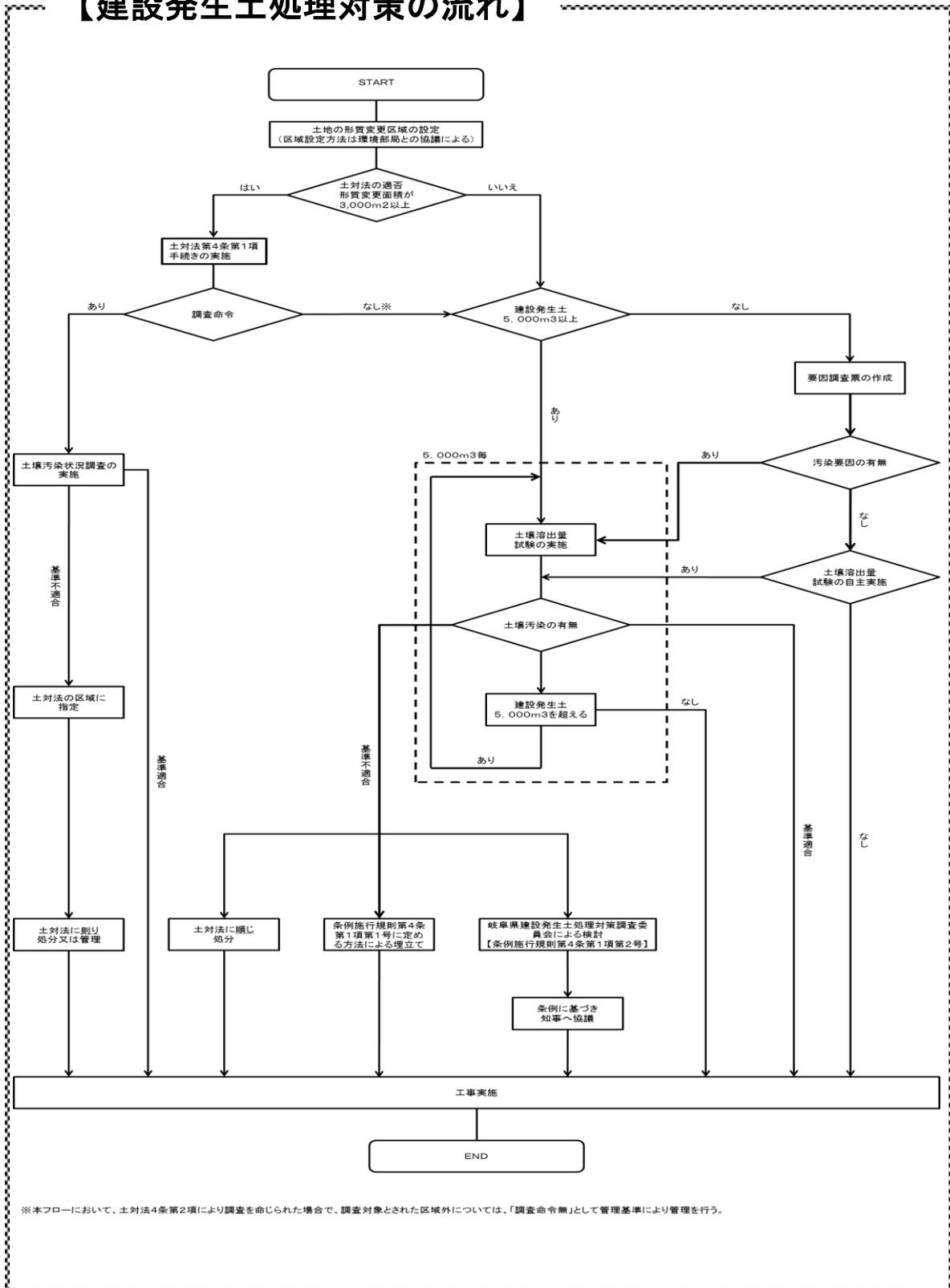
土壤検査の結果、建設発生土が土砂等の環境基準に適合しない場合は、建設発生土自然由来重金属等汚染対策の手引きなどを参考に対応することとし、県条例施行規則第 4 条第 1 項 1 号に定める措置により、もしくは学識経験者等による岐阜県建設発生土処理対策調査委員会での検討を踏まえ、発生土の適正な処理を行うものとする。

(以下、略)

(3) 関係法令と建設発生土処理対策の関係性とその流れ

(2) で示す関係法令と建設発生土処理対策の関係性とその流れは以下のフローのとおりとなっている。

【建設発生土処理対策の流れ】



第2章 調査・計画

2-1 事業計画段階

事業計画の策定にあたっては、以下に配慮して実施することが望ましい。

①リスクの特定

事業計画の策定にあたっては、事前に、周辺において過去に自然由来重金属等が検出された履歴がないか、近傍に鉱山（鉱脈）がないか、あるいは酸性水を発生させるおそれのある黄鉄鉱を含む地層がないか、といった観点から、地質図や資料の収集を行い、事業実施において発生が予想される自然由来重金属等によるリスクについて検討を行う。

特に、黄鉄鉱を含む岩石には美濃帯の古生代／中生代境界（P/T境界）層の「優黒色泥岩」、「砥石型珪質粘土岩」があることが判明している。中生代中期の「珪質泥岩」に含まれることは少ないが、「砥石型珪質粘土岩」との区別が一般には難しい。このため、「珪質泥岩」や「黒色泥岩」等とされたものについても、委員会委員に確認する。

②リスク分析と評価

検討を行った結果、リスク発生が予測される場合は、リスクの回避や、リスクの軽減等について適切に評価を行い、効果的な事業実施に努める。

リスクの分析により評価が困難な場合や、地質図や近傍に黄鉄鉱を含む地層が確認された場合などには、委員会委員等有識者（以下、「有識者」という。）による現地確認等を行い、リスクの明確化を図り設計計画に反映させることが望ましい。

③リスクを考慮した調査

分析、評価あるいは有識者による現地確認等に基づき、次項を参考に必要な調査を行い設計計画に反映させることが望ましい。

④リスクを考慮した設計と事後計画

リスクに応じ、例えば土砂等の一時保管場所の確保、運搬時飛散防止対策や施工中の詳細管理項目、実施時期等明確にし、効率性の向上、県民生活の安全性の確保を図るものとする。

2-2 設計段階

リスク分析、評価を行った結果、工事实施により基準不適合土が発生する可能性が高いと判断される場合、リスク発生時に必要な対策を検討するため、事前に調査を行うことが望ましい。

事前調査には、大きく現地で発生する土砂等が環境基準に適合しているか確認する調査と、現地で発生している湧水等を調査する水質調査がある。

いずれも調査を実施することにより、対策が必要な土量や対策を行う重金属の濃度等が完全に把握できるわけではないことに十分留意する必要がある。

主な試験は以下のとおりである。

①土壌溶出量試験（平成15年3月環境省告示第18号 土壌溶出量試験に準じて実施する試験。短期溶出量試験とも言われる。）

土壌溶出量試験は、県工事においては管理基準に基づき、標準的に実施している試験であり、多くの場合この試験結果をもとに要対策土か否かを判断している。本来この試験法は2mmアンダーの土壌を対象に行う試験である。このため、多くの場合、採取した土砂を風乾、粉碎したものの内、2mm目ふるいを通過したもので試験を行っている。

この試験は、自然状態にない状態で試験を行うことにより、将来対象土砂等が風化し、土対法対象土壌となった状態を短期的に再現しているものとも言える。

したがって、例えば岩砕などをもとに、本試験を行ったところ、環境基準を超える重金属等の溶出が確認されたからといって、必ずしも直ちに周辺環境に影響を及ぼすものとは言えず、適切な処理を行えば特段問題は無いことに留意する必要がある。

しかしながら、2-1①にも示す、黄鉄鉱等硫化鉱物を含む酸性水を発生させる可能性のある土砂が存在する場合、発生する酸性水により強酸環境下となることがある。このため、土砂等の急激な風化等により溶出しやすい状態となり、周辺環境を汚染する可能性があるものであることにも注意が必要である。

このため、環境基準項目のみならず、必要に応じ土壌のpHを測定することも目安の一つとなる。

②酸性化可能性試験

酸性化可能性試験は過酸化水素水を用い強制的に酸化させることにより、長期的に酸性化の可能性があるか否かを判断する試験法の一つである。

酸性化可能性試験は2-1①による黄鉄鉱等を含む土砂等が確認された場合に、委員会委員への意見聴取を行い、必要と判断された場合に実施することとする。

③地下水試験（平成15年3月環境省告示第17号）

地下水試験は、その水が飲用しても人の健康に影響がない環境基準に適合しているか測定する試験であるが、近傍に温泉がある場合などには、周辺に自然由来重金属が存在することも多く、また、トンネル工事等においては、水平ボーリング孔からの湧水や、地表水などを同項に準じて試験を行うことにより、背後に自然由来重金属が存在するか否か、判断の参考となることもある。

これらの他、土の直接摂取によるリスクを評価するため、環境省告示第19号に準じた土壌含有量試験を行うこともあるが、本県においては、基準不適合土は封じ込めるため、実施しないことも多い。

2-3 施工計画段階

2-2により調査を行い、基準不適合土が確認された場合や、トンネル工事など施工以前に十分な調査を行うことが困難な工事については、リスクに応じた設計計画とする必要がある。

これまでに、委員会の審議を経て県事業で実施した、近傍に鉱床が確認されたトンネル工事におけるリスク対策事例について次に示す。

(1) 事前調査

- ①地質図、ボーリング結果に基づく地山分類図の作成
- ②計画地における鉱床の確認
- ③ボーリングコア、必要に応じて露頭資料による土壌溶出量試験を実施
- ④①～③等を基に、計画区間において自然由来重金属等の濃集等が予測される区間などを整理
- ⑤トンネル湧水量の推定
- ⑥仮置き場の選定

(2) 施工計画

①仮置き場の確保

掘削した土砂等は、基準に適合しているか否か、土壌溶出量試験を行い測定している。試験には2週間程度を要する（具体的な試験スケジュールを作成し算出する）ことから、この間の土砂等を仮置きできる場所を確保する必要がある。

仮置き場として確保する場所の必要面積は、基準不適合土の適正処理方針とも密接な関わりを持っている。例えば、仮置き段階で5,000m³毎の試験結果を基に対象土量の全量を基準不適合土として処分する、あるいは5,000m³を小割し、追加試験を行うことで、処分量を減らす、という場合では、試験に要する日数も大きく異なる。このため、結果的に仮置き場の必要面積も大きく異なることとなり、確保できる仮置き場の広さと、基準不適合土の適正処理の両面から検討を行い、最も効果的かつ効率的な計画を策定する必要がある。

【土壌溶出量の測定頻度と仮置き場の広さの関係】

	測定頻度（1回目で基準不適合が確認された、とした場合）		仮置き方法と処分量	備考	
	1回目	2回目以降			
パターン1	5,000m ³ 基準全項目測定	—	5,000m ³ 毎（地質が変わった場合その箇所も測定）	5,000m ³ 毎等に1山とし、その全てを基準不適合として取り扱う	処 理 量：大 処理先用地：大 処 理 費：大 仮置き場用地： パターン2より狭い
パターン2	5,000m ³ 基準全項目測定	1方毎等に基準不適合項目を測定	5,000m ³ 毎（地質が変わった場合その箇所も測定）に全項目、かつ1方毎等に基準不適合項目を測定	1方毎等に1山とし、1山毎の測定結果により取捨	処 理 量：小 処理先用地： パターン1より狭い 処 理 費：少 仮置き場用地： パターン1より広い

※県工事ではパターン2の手法が多くとられている

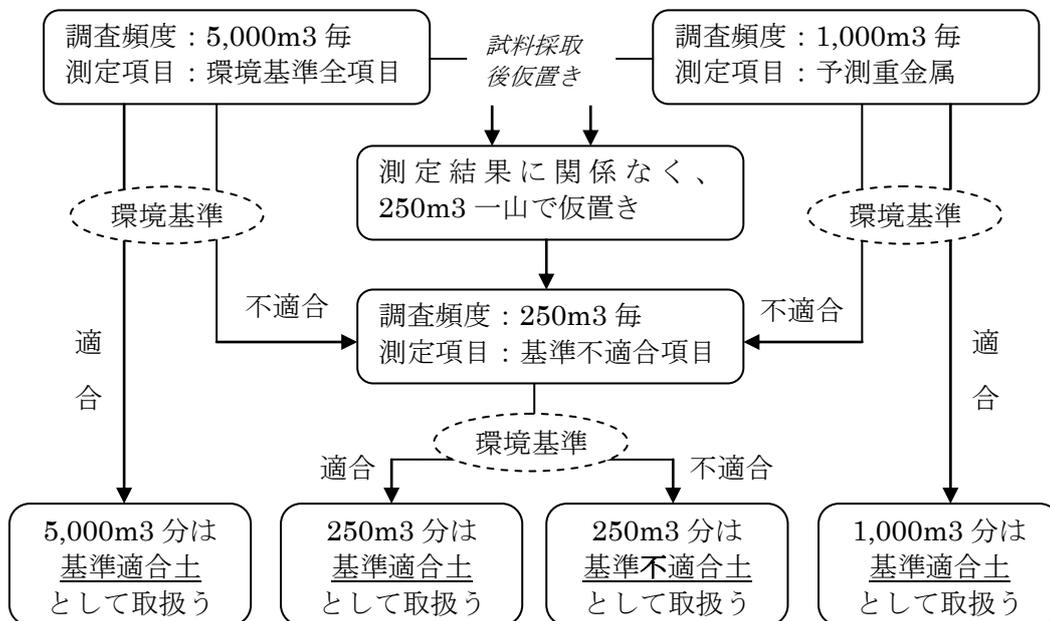
【土壌試験実施頻度と土砂仮置き日数の関係と必要日数算定例】

(トンネル工事で1日当り掘削量の半分の250m³を1山として管理した参考事例)

★掘削土砂調査計画

【通常区間】

【重金属等濃集予測区間】



※ 全項目測定は5,000m³毎もしくは岩質が変化した場合に実施。以降繰返し。

※ 不適合項目測定は、環境基準不適合が確認された以降は250m³毎に測定。

※ 近傍に鉱床が確認された地区における事例。一般には5,000m³毎のフローにより実施していることが多い。

★仮置日数の算定

掘削土砂調査計画から、5,000m³毎(1,000m³毎)に行う環境基準全項目測定調査を行い、基準不適合が確認された場合、不適合項目について一山毎に基準不適合項目を測定する場合を想定する。

試験機関に聴き取りを行い、それぞれ7日、6日であったとした場合、これに搬出に要する日数1日を加え、計14日分(28山 7,000m³分)を仮置きする場所を確保する必要があることとなる。

②基準不適合土の安定処理先の確保

基準不適合土は、土対法に準じて汚染土壌処理業者(平成28年3月現在で県内には不存在)へ処理を委託する場合を除き、条例に基づき必要な措置を行った上で埋立て等を行うこととなる。

埋立てを行う箇所は、後の管理を考慮し、官地内とすることが望ましい。

基準不適合土の処理は後段でも述べるが、基準不適合土と空気や水を接触させないよう封じ込めることが最も重要であり、このため道路盛土等に活用しながら適正に処理を行う事例が多い。

2-4 施工段階

(1) 湧水処理

トンネルからの湧水は、施工後も公共用水域に流出することとなる。水は、土砂と異なり封じ込めることは不可能であるとともに、住民が直接摂取することによる健康被害も懸念されることから、より慎重な対応が必要である。

①施工中の対応

工事施工中においては、湧水が工事排水とともに排出されることとなる。トンネル施工中においては、使用するセメント等の影響により、一般に強アルカリを示すことも多く、また夾雑物^{きょうざつ}を多く含んでいる。このため、濁水処理プラントを設置しpH調整や、浮遊物質の除去等必要な処理を行った後、公共用水域へ放流する場合は希釈効果の確認を行う。

トンネル湧水を含む工事排水については、水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号。以下、「水濁法」という。）に基づく特定施設を設置せず、水濁法の規制が適用されない場合であっても、その趣旨を尊重し、水濁法に定められる排水基準を満足するよう適切に管理を行う。

また、放流にあたっては、下流の利水状況を調査し、近傍に水利用のための取水口があるような場合は、その下流まで導水し放流することを基本とする。

なお、管理や放流方法等の検討にあたっては、有識者の意見を十分踏まえ、計画を行う必要がある。

②施工後の対応

工事完了後、湧水に工事の影響がないこと等を委員会において確認した後に行う、対策についても事前に検討を行っておく必要がある。

湧水中に環境基準を超える自然由来重金属等が含まれる場合、環境基準を超える水に住民等が誤って接触等することがないように、警鐘看板の設置や、場合によっては立ち入りを禁止するなど必要な措置を行う。

放流にあたっては、清浄な水と十分混合させた後放流する、といった万一放流した水に直接住民等が接触した場合においても安全な状態とすることが重要である。

このため、放流水が環境基準を満足していることを公共用水域へ放流する前に確認できるよう、管理用の柵等を設けておくことも必要である。

さらに、①と同様近傍に水利用のための取水口があるような場合は、その下流まで導水し放流することで、より安全性を図ることが可能であり、委員会委員に、安全対策を含む対策について意見聴取を行い、設計計画を

行うことが重要である。

第3章 対策

3-1 基本方針

基準不適合土の処理は、①応急対策、②施工時の対策、③対策の大きく3つの段階に分けられる。

それぞれの段階における留意事項については次項のとおりである。

3-2 応急対策

事前調査より重金属等による汚染が予測されなかった場合など事前に基準不適合土の処理対策が十分に検討されていないことが考えられる。この場合、基準不適合土が確認された後に、第2章と同様の調査・計画を行うこととなることから、工事は一時中止となるなどし、この間の安全対策を十分行う必要がある。

このため、予期せず土壌汚染等に遭遇した場合は、汚染の拡散防止を図るとともに、周辺住民や工事従事者等が曝露するおそれがある場合は必要な応急措置を講じなければならない。

また、このような場合は事業主管課、技術検査課へ報告するとともに、委員会委員に意見を求めることとする。併せて、岐阜地域環境室（施工場所が岐阜市内の場合は市環境部局）または県事務所環境課、市町村関係部局に連絡し、周辺住民等への影響が危惧される場合などは関係機関と連携し必要な対応を行う。

応急対策が必要となる状況及び応急対策の例を下表に示す。

状況	応急対策の例
汚染された土砂が露出しており作業員等が直接摂取するおそれがある状況	<ul style="list-style-type: none">・立ち入り禁止・覆土(盛土)・ブルーシート等による覆い
湧水等が環境基準不適合な状態で公共用水域へ流出するおそれがある状況	<ul style="list-style-type: none">・湧水の希釈・希釈前の湧水に住民等が接触するおそれのない場所までの導水・住民等が接触するおそれがある場合、警鐘看板の設置・地下水調査

3-3 施工時の対策

2-3の2)に述べるとおり、仮置きの際には、その土砂が基準に適合しているか否かわかっていない。このため、仮置き場においては、仮置きされた土砂が基準不適合土であるものとして対応する必要がある。

仮置き場における留意事項は以下のとおりである。

(1) 事前調査

仮置き土砂が基準不適合土であった場合、仮置きすることにより、仮置き場を汚染させる可能性が危惧される。

このため、搬入前に、次の調査を行い、搬入地の状態を記録する。

- ①仮置き場所となる在来の土砂が環境基準に適合しているか否か、土壌溶出量試験等を行うこととなった場合、試験結果の信頼性を高めるため、試験は必ず複数回実施する。
- ②仮置き場からの排水を放流する箇所における水質調査を①と同様に複数回実施する。
- ③仮置き土砂と在来土砂を接触させた状態で、長期間に渡った仮置き土砂を場外へ搬出する際、雨・風、乾湿繰り返し、凍結融解などの自然的要因による風化作用で仮置き土砂の物理化学的性質が変化し、新たな重金属成分の溶出が促進される場合がある。なお、3ヶ月以上仮置きし、酸化作用により酸性水が発生する掘削ずりを盛土材料などに流用する場合には、仮置き土砂搬出時に、不適合原因物質を含む「土壌汚染対策法第二種特定有害物質（重金属等）」に対する土壌検査の再度実施や委員会委員への相談が必要になる。

(2) 仮置き場における汚染防止対策の実施

基準不適合土を仮置きすることにより、地山に汚染を拡散させることがないように、次の対応を行う。

- ①仮置き場表面はアスファルト等により舗装を行い、仮置き土砂と在来土砂を接触させない。
- ②アスファルト舗装面に複数の山を設ける場合は、舗装面の勾配を工夫し、隣接する山の間で汚染が発生することを避ける。
- ③仮置き場からの雨水排水は、長時間土砂と接触することがないように、速やかに排水する。排水は側溝やアスカーブ等により、1箇所に集水し、水質測定ができるよう柵を設けるとともに、十分希釈できる公共用水域へ放流する。
- ④仮置き土砂は、飛散防止と降雨等によって土砂と水とが接触するこ

とを防止するため、ブルーシート等で覆う。

ブルーシートを複数枚使用する場合には、シート間に隙間ができないよう1 m程度ラップさせる。

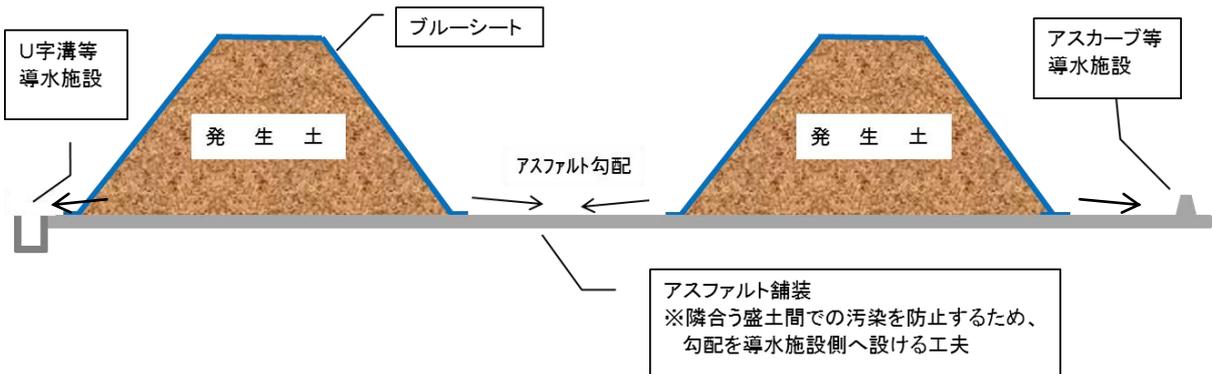
これまでの委員会における審議の結果に基づき、仮置き場における対策事例を次頁に示す。

【発生土の仮置き場における対策方法の例】

(過去案件 委員会審議結果より)

発生土は、基準に適合しているか否かについて判定するため試験を行うが、この間は仮置き場において管理を行うこととなる。

仮置き場における管理にあたっては、発生土が基準不適合である場合を想定し、以下に留意した対応を行う必要がある。



1. 地山

発生土を直接地山に存置することにより、基準不適合であった場合、清浄な地山面を汚染させる可能性がある。また逆に地山が汚染されていた場合、本来正常な発生土を汚染させる可能性がある。このため地山はアスファルト舗装を行い、直接接触させないようにする必要がある。

また、事前に地山が環境基準に適合しているかどうか、湧水等がある場合は湧水も含め複数回測定し、仮置き場撤去後に仮置きによる影響の有無を判断する。

2. アスファルト舗装面

仮置きは最低でも土壌溶出量試験の期間行う必要があることから、必然的に山が複数できることとなる。この場合、試験結果がでるまで、山が基準適合土であるのか、基準不適合であるのか判断できない。このため、仮置き山の間での汚染を防止するため、アスファルト舗装を行う際は、勾配を工夫し、雨水が複数の山を通過することのないようにする必要がある。また、雨水等を速やかに場外へ排出するため、U字溝等排水施設を設置する。なお、雨水排水を公共用水域に排出する前段に柵を設け、排水水を観測できるような構造とする。

3. 仮置き

仮置きにあたっては、発生土が汚染されている可能性があることからブルーシート等で被い、飛散と降雨の浸透を防止する。

3-4 対策方法

(1) 位置の選定

対策を行う場所の選定にあたっては、処理箇所が断層上や土石流の発生等が危惧されるような場所を避け、被災することにより周辺地域を汚染させないよう事前に調査を行い、選定する。

(2) 対策方法

基準不適合土を埋立て等する際は、基準不適合土からの重金属等の流出による、新たな汚染を生じさせないことが最も重要である。

このため、基準不適合土は埋立て等の際し、十分締固めを行い雨水等の浸透を防止するとともに、基準不適合土処理対策を行うことにより、周辺環境への影響を抑制するとともに、住民等の安全性を確保するものとする。

基準不適合土処理対策の主な方法は、大きく次の4種類があげられる。

- ①吸着層による重金属等の捕捉
- ②重金属等の不溶化处理
- ③粘性土による封じ込め
- ④遮水シートによる封じ込め

基準不適合土の適正処理にあたっては、これらの工法、あるいはこれら工法を複合し、対策を行う。

工法の選定にあたっては、盛土箇所周辺環境の状況を十分考慮の上、工法の特徴に応じた現場への適応性、経済性も含め総合的に検討を行う。

なお、本県における過去の基準不適合土処理対策は、これまでの委員会における審議により、③の粘性土による封じ込めを基本としつつも、望ましい土質の粘性土は入手しにくいことや、盛土材のバラつき、あるいは施工性から、実際の盛土内の透水係数は低下することが考えられる。覆土は十分締固めを行い、表面にアスファルト舗装や植生を施すことで、盛土内への浸水の可能性は低いと考えられるが、平成25年度以降に審議されたものについては、最下部に①吸着層を敷設することで、仮に基準不適合土内を雨水等が通過した場合においても基礎地盤や地下水への浸透を防止することとしている。

以上が対策の基本であるが、自然由来重金属は種類や、濃度によっても求められる対応、そのレベルも異なる。このため、具体的な対策を計画する際には、委員会委員に相談を行うことが必要である。

これまでの委員会における検討を基に、対策として粘性土による封じ

込めを基本に、上記各工法を複合的に組み合わせた工法について 24 頁にその概要および概要図を示す。

【対策の基本】

- ① 基準不適合土を雨水や空気と接触させないよう、清浄な粘性土で覆土（ $t = 50$ cm）する。このことにより、住民等の直接摂取も防止できる。
- ② 基準不適合土は十分締固めを行い雨水等が浸透しにくい構造とする。
- ③ 覆土法面表面はアスファルト舗装や植生工を行い、雨水等を早期に流下させ、盛土内への浸透を防止する。
- ④ 盛土背面等に 湧水等が見られる場合は、排水層等を設け基準不適合土との接触を防止する。
- ⑤ 道路盛土内等に封じ込め対策を実施する場合は、十分 地下水位に注意する。特に 谷部を横切る盛土では地下水位上昇を見込んで、慎重に基準不適合土の流用を設計する。
- ⑥ これらに加え、周辺環境等から更なる安全性を求める場合などは、吸着層の敷設や不溶化处理を併せて行うことにより、想定外の事象が発生した場合の事故を防止する。
- ⑦ 遮水シートによる封じ込め対策を実施する場合には、遮水シートに沿った盛土安定評価も実施しておく必要がある。

【主な処理対策方法の概要】

<吸着層による重金属等の捕捉>

概要	粘性土により覆土することにより、基準不適合土と水の接触を極力避け、更に最下層に吸着層を設置し、捕捉。外部への流出を抑制する。 なお、覆土により基準不適合土の直接摂取も防止する。
概要図	

<不溶化処理>

概要	基準不適合土に不溶化剤を混合することに加え、粘性土により覆土することにより、不溶化処理土と水の接触を避け外部への流出を抑制する。
概要図	

<粘性土による封じ込め>

概要	透水係数が 1×10^{-6} 以下やベントナイトといった粘性土により基準不適合土を囲むように敷設（下面は必要に応じ）することで、雨水や地下水と基準不適合土との接触を防止し、重金属等の拡散を防止する。
概要図	

<遮水シートによる封じ込め>

概要	粘性土による封じ込めと同様。粘性土に代え遮水シートで行う。この工法では滑りの発生や、盛土法面等に木本類の侵入が予想される場合は根によりシートの損傷が懸念されるため、適用には注意が必要。
概要図	

※いずれも盛土表面は舗装や、植生等を行い浸食と雨水等の浸透を防止する。

(3) 対策の実施事例

平成26年度までに基準不適合土の対応事例は下表のとおりとなっている。

なお、表中1～5については、前頁にも示すとおり、いずれも空気や水と接触させないように封じ込めをおこなった事例であるが、6についてはため池の堤内に不溶化処理を行った基準不適合土を盛土した事例である。したがって6についてはため池の性質上堤内はため池に貯留された水が浸透し、非常にゆっくりとした流動場となる。

このような場合は、不溶化処理土が長期的に暴露された場合の安定性について確認を行うため、カラム試験等実現象を再現した試験を実施する。

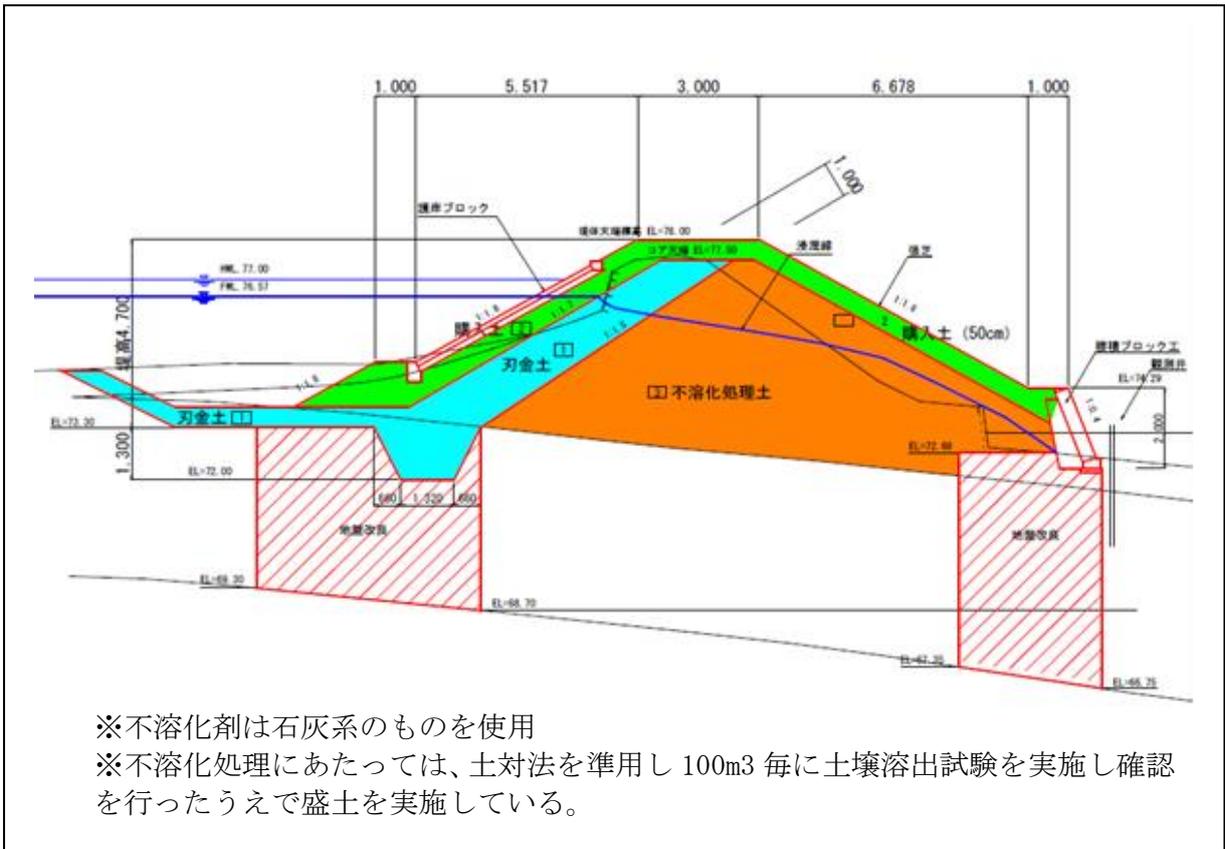
なお、カラム試験等の適用が困難な場合の試験法としては、(一社) 土壌環境センターが公表している次の2種類の試験がある。

- ①硫酸添加溶出試験法 (酸性雨 100 年相当による溶出)
- ②消石灰添加溶出試験法 (コンクリート等アルカリ性物質との接触による溶出)

基準不適合土の対応事例 (平成 26 年度まで)

No.	市町村名	汚染状態	処理方法	処理土量 (概数)	備考
1	山口市	①砒素 (溶出量最大値0.056mg/ℓ、 基準超過割合 約78%)	道路盛土材料として使用(舗装等により水との接触を防止し盛土内に封じ込め)	32,000m ³	現状、施工時の状態も岩砕の事例。土壌溶出試験は、いずれも岩を2mm以下に破砕した上で、公定法に順じ試験した結果。
2	郡上市	①砒素 (溶出量最大値0.029mg/ℓ、 基準超過割合 約23%)	道路盛土材料として使用(舗装等により水との接触を防止し盛土内に封じ込め)	13,000m ³	
3	郡上市	①砒素 (溶出量最大値0.17mg/ℓ、 基準超過割合 約48%)	道路盛土材料として使用(舗装等により水との接触を防止し盛土内に封じ込め)	62,000m ³	
4	本巢市	①砒素 (溶出量最大値0.028mg/ℓ、 超過した岩砕試験結果 0.016~0.028mg/ℓ、 基準超過割合 約3%)	道路盛土材料として使用(水と接触しないよう盛土内に封じ込めた上で、最下層に吸着層を施工し、盛土外への流出を防止)	2,000m ³	
5	八百津町	①砒素 (溶出量最大値0.028mg/ℓ、 超過した岩砕試験結果 0.013~0.043mg/ℓ、 基準超過割合 約10%)	道路盛土材料として使用(水と接触しないよう盛土内に封じ込めた上で、最下層に吸着層を施工し、盛土外への流出を防止)	4,000m ³	
6	岐阜市	①砒素 0.011mg/ℓ	ため池堤内に不溶化処理後封じ込め	1,700m ³	

(参考 6ため池堤内に処理を行った事例)



第4章 モニタリング

4-1 基本方針

基準不適合土に遭遇した場合、周辺環境への汚染の拡散状況や、施工中における周辺環境への影響および対策の有効性の監視、施工後の対策効果の確認のため、地盤や、地下水および公共用水域等について特定有害物質のモニタリングを行う。

モニタリングは、基準不適合土仮置き場、基準不適合土適正処理地および湧水等について、それぞれ施工前、施工中および施工後の各段階において実施するものとする。

4-2 仮置き場

①施工前

測定箇所	試験項目	頻度	備考
現況地盤	土壌環境基準	複数回	
排水先	水質環境基準	複数回	

②施工中

測定箇所	試験項目	頻度	備考
排水集水柵	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回/1週	試験項目、頻度は事例委員会審議により決定
排水先 公共用水域	水質環境基準等	必要に応じ	

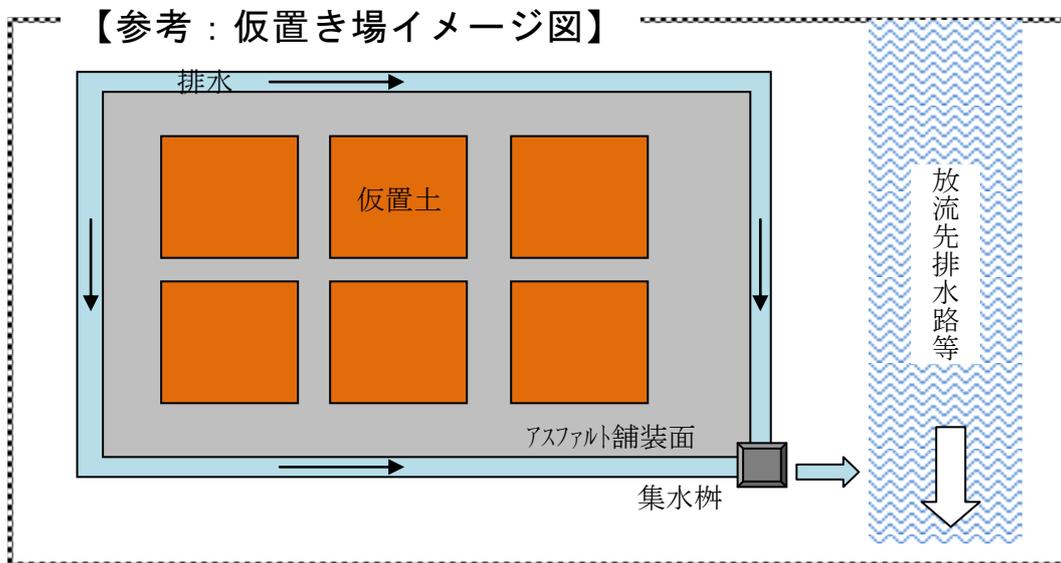
③施工後

測定箇所	試験項目	頻度	備考
排水集水柵	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回 ※異常がなければ終了	試験項目、頻度は事例委員会審議により決定

※仮置き場はアスファルト等により舗装を行うことを前提としている。

※一般的に重金属の含有量が多い場合は電気伝導率が高くなる傾向にある。

pHを測定することにより、コンクリートからのアルカリ溶出、あるいは背面からの酸性水発生等の指標となる。また、水温は各パラメーターに影響を与えるため、委員会においてこれらを測定することとされる場合が多い。



4-3 盛土・埋土等

盛土・埋土等におけるモニタリングは、土対法に準拠し施工後2年間継続し、計8回(4季×2年)連続して環境基準値を満足したらモニタリングを終了とするのが基本とされている。環境基準値を超過した場合には、直ちに委員会委員へ報告を行い、原因究明と緊急かつ適切な対策を講じる必要がある。

①施工前

測定箇所	試験項目	頻度	備考
現況地盤	土壌環境基準	複数回	
湧水・地下水	水質環境基準	複数回	
排水先 公共用水域	水質環境基準 pH 等	複数回	排水位置上流・下流

②施工中

測定箇所	試験項目	頻度	備考
排水集水枿 (暗渠流末等)	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回/1ヶ月	試験項目、頻度は事例委員会審議により決定

排水先 公共用水域	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回／1ヶ月	試験項目、頻度は事例 委員会審議により決定
--------------	---------------------------	--------	--------------------------

③施工後

測定箇所	試験項目	頻度	備考
排水集水柵 (暗渠流末等)	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回／3ヶ月	試験項目、頻度は事例 委員会審議により決定
排水先 公共用水域	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回／3ヶ月	試験項目、頻度は事例 委員会審議により決定

【参考：過去の審議案件において求められている対応】

- ※1 排水先公共用水域におけるモニタリングは処理地からの排水の影響を判断するため、排水する位置の上、下流において測定する。
- ※2 P27の事例においては、不溶化処理土を通過した水が地下へ浸透するため、直下の観測井と地下水脈の下流に位置する井戸水を測定している。

4-4 湧水等（主にトンネル工事において、湧水が基準超過の場合）

水質汚濁の状況を評価する健康項目（全シアンを除く）に係る環境基準は、年間の測定値の平均値により安全性を評価する。

①施工前

測定箇所	試験項目	頻度	備考
排水先 公共用水域	水質環境基準 pH 等	複数回	排水位置上流・下流

②施工中

測定箇所	試験項目	頻度	備考
希釈前湧水 (作業水)	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回／1ヶ月	試験項目、頻度は事例 委員会審議により決定

排水先 公共用水域	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回／1ヶ月	試験項目、頻度は事例 委員会審議により決定
--------------	---------------------------	--------	--------------------------

③施工後

測定箇所	試験項目	頻度	備考
希釈前湧水 (トンネル湧水)	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回／1ヶ月	試験項目、頻度は事例 委員会審議により決定
希釈後湧水 (合流樋等)	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回／1ヶ月	試験項目、頻度は事例 委員会審議により決定
排水先 公共用水域	水温、pH 電気伝導率 基準不適合項目	1回／1ヶ月	試験項目、頻度は事例 委員会審議により決定

【参考：過去の審議案件において求められている対応】

- ※1 排水先公共用水域におけるモニタリングは処理地からの排水の影響を判断するため、排水する位置の上、下流において測定する。
- ※2 主にトンネル工事で発生する湧水が、水質環境基準を超過する場合は、採水方法、測定項目について委員会委員に諮り決定する。
- ※3 湧水のpHに急激な変化が発生した際は、委員会委員に諮る。

第5章 その他

5-1 参考となる資料

本手引きは、これまで委員会において各現場個々の状況に基づき調査、検討の上、審議し得られた知見を掲載している。

自然由来重金属等に遭遇するおそれのある場合の参考資料として、以下のものがある。

- 1 「建設工事で発生する自然由来重金属含有土対応ハンドブック」H27.3
(編著：独立行政法人土木研究所、一般財団法人土木研究センター地盤汚染対応技術検討委員会)
- 2 「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル【改訂版】」H24.4
(独立行政法人 土木研究所)

「自治体職員のための土壌汚染に関する リスクコミュニケーションガイドライン（案）」について【要約】

本ガイドラインでのリスクコミュニケーションとは

本ガイドラインでは、リスクコミュニケーションを「住民、事業者、自治体といった全ての利害関係者がリスク等に関する情報を共有し、相互に意志疎通を図って土壌汚染対策を円滑に進めていくための手段」と位置づけています。これは、汚染源の事業者や汚染の報告を受ける自治体だけでなく、汚染された土壌から生じる健康リスクを受ける可能性がある周辺住民も含めて全ての利害関係者が情報を共有し、リスクを低減するための具体的な方法について特に住民の理解を得た上で、汚染除去等の措置を実施していく過程を指しています。

本ガイドラインの対象とする者

本ガイドラインは、基本的に自治体職員に向けた内容となっています。したがって、自治体が土壌汚染に係るリスクコミュニケーションを、自治体と事業者、自治体と住民の関係の中で、どのように実施するかについて記述しています。

対象とする事案

事業者が実施する土壌汚染の調査には、土壌汚染対策法第3条に基づき、有害物質使用特定施設の廃止の際に調査を行う場合（以下「第3条調査」という。）、同法第4条に基づき、土壌汚染や地下水汚染が生じ人の健康に被害が生じるおそれがあるときに都道府県知事の命令により調査を行う場合（以下「第4条調査」という。）、そして事業者が法律の枠外で自主的に調査を行う場合（以下「自主的調査」という。）があります。

本ガイドラインではこれらの3つの調査を対象とし、土壌汚染が見つかった際に対策を行っていくにあたってのリスクコミュニケーションのあり方について取りまとめています。

内容

本ガイドラインは、前半と後半の2つの部分で構成されています。前半（第1章～第3章）では、土壌汚染問題の特徴、土壌汚染対策法の概要を解説するとともに、土壌汚染にかかるリスクコミュニケーションの必要性と役割について説明しています。後半（第4～8章）では、日常的なコミュニケーションのあり方について説明するとともに、土壌汚染状況調査が実施されてからのコミュニケーションのあり方として、土壌汚染対策法第3条、第4条に基づく調査と事業者の自主的取組による調査の3つのケースについてその流れと対応方法を説明しました。以下にその要約を説明します。

1 リスクコミュニケーションの必要性

指定区域台帳やメディア公表等により、近隣で土壌汚染が見つかったことを知った

住民の間に、汚染の原因となった化学物質による健康影響の不安が高まることが想定されます。この時、自治体ができるだけ早く住民に対してこの汚染に起因する健康リスクやその回避方法等について適切に説明し、理解を得ることができれば、住民は自らの判断で冷静に行動することが可能になります。また、特に汚染物質が指定区域外（事業場外）へ拡大した場合は、近隣住民の理解を得ない限り、適切に浄化対策を実施することは難しいでしょう。

リスクコミュニケーションを行えば、必ず利害関係者と対立せずに問題を解決できるという訳ではありません。しかし、土壌汚染問題においては、対策を実施するためには住民の理解が必須であり、そのためのリスクコミュニケーションが不可欠になります。

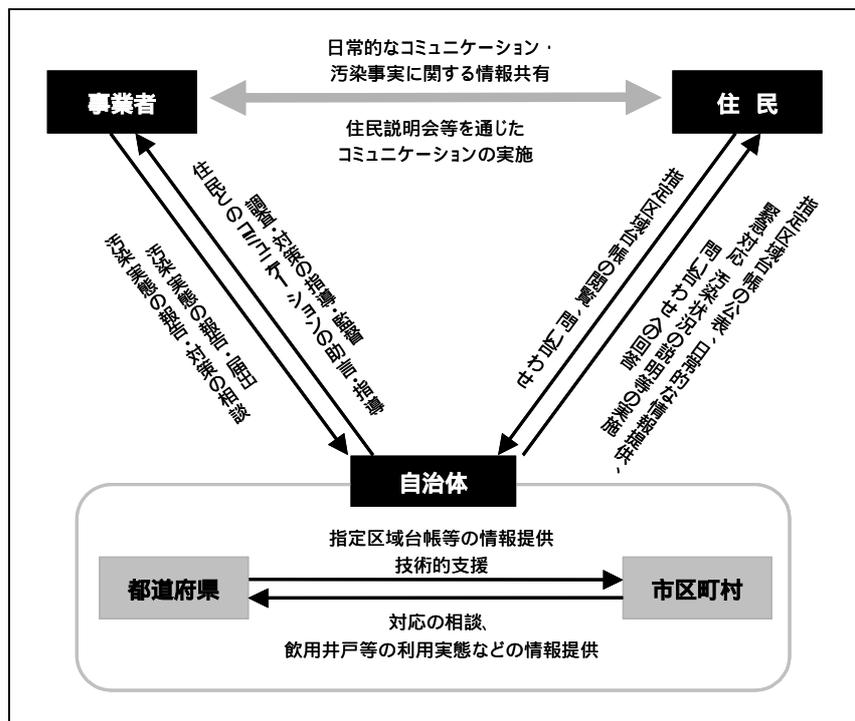
本ガイドラインで対象とするリスクは、汚染土壌から生じる健康影響のリスクとしますが、農作物の風評被害や地価の下落など、健康以外のリスクを懸念する人もいます。このようなリスクについてのリスクコミュニケーションは、本ガイドの対象とはしませんが、このような場合においても、関係者の懸念を把握し、適切な対応をとらなければ、訴訟問題、賠償問題に発展しかねません。そこで、健康リスクに関するコミュニケーションを適切に行った上で、これらの点について、別途これらの問題に詳しい専門家の指導を仰ぐ必要があります。

2 本ガイドラインで想定するリスクコミュニケーションの全体像

過去の事例や土壌汚染対策法の手続きから、リスクコミュニケーションに係る情報の相互の交換・共有と理解についてのイメージを示すと図1のようなものが考えられます。

公示や指定区域台帳により汚染の状況を開示するだけでは、近隣住民の健康影響等に対する懸念の解消にはつながりません。近隣住民が正しく情報を理解することが大切です。そのためには、情報を提供する事業者や自治体が情報を正しく理解するとともに、近隣住民の信頼を得ることが、対策を円滑に進める上で非常に大きな要素となります。

図1 本ガイドラインで想定するリスクコミュニケーションの全体像



3 日常的なリスクコミュニケーションと体制の整備

(1) 日常的なリスクコミュニケーション

自治体は、地域環境の情報を把握するとともに自治体内の関係各機関と情報を共有し、住民や事業者とのコミュニケーションを行いながら、計画的に環境リスク管理を進める必要があります。

また、土壌汚染に関する情報は、土地を購入しようとする者がその購入の判断に活用できること、法第8条に基づき、汚染原因者に対して費用を請求しようとする土地の所有者等が請求の根拠として活用できること等、利用価値が大きいものです。

このようなことから、自治体は土壌汚染に関連する情報を広く収集し、周知させることが望ましいといえます。

自治体が日常的に住民へ提供する情報としては、地下水などの環境モニタリング情報、土壌汚染対策法等にもとづいて行われた調査結果、土壌汚染による暴露とリスクの考え方などが挙げられます。

(2) 体制の整備

また、自治体は、適切に事業者を指導して対策を円滑に進め、住民の健康を守る役割を担っているため、日頃から地域の地下水常時監視データや土壌の立ち入り調査結果、公有地での土壌調査結果、また、井戸所有者、自治会役員や市民団体等の関係者の所在などをはじめ、さまざまな情報を把握しておく必要があります。

あわせて、土壌汚染やリスクコミュニケーションを理解した担当者を配置し、組織

内での連携体制・役割分担を明確にするとともに、他の自治体との連携体制・役割分担を決めておくことも必要です。土壤汚染対策法では、都道府県・政令市が事業者から報告を受け、調査を命じるなどの役割が定められています。しかしながら、円滑な措置の実施のためには、これら法で定められた対応のみでなく、自治体が住民と事業者の間に立ち、リスク回避のために客観的かつ積極的に対応することが求められています。このため、地域の状況を把握している市区町村の果たす役割も非常に重要となります。

4 法第3条調査、第4条調査及び自主的調査におけるリスクコミュニケーション

法第3条調査、第4条調査（これらの調査および土壤汚染が見つかった場合の土壤汚染対策法の流れについては（参考）を参照）及び自主的調査の3つのケースは、調査のきっかけが異なります。第3条調査は有害物質使用特定施設の使用の廃止時、自主調査は事業所のISO14001取得による事業者の自主的な活動による調査など、第4条調査は自治体を実施する定期的な地下水モニタリングなどによる地下水汚染の判明などがきっかけになります。前2つは事業者による敷地内調査から始まり、後者は行政による周辺地域の地下水汚染調査等から始まるとも言えます。以下それぞれのケースについて土壤汚染対策法の円滑な運用や事業者における自主的な取組の円滑な実施のためのリスクコミュニケーションのあり方について、その流れと対応を説明します。

（1）法第3条調査におけるリスクコミュニケーション

事業者から土壤汚染状況調査の結果、土壤汚染が明らかに生じている旨の報告を受けた場合、都道府県・政令市は、まず調査結果が土壤汚染対策法の第5条で定められている指定基準を超えていないかを判断します。調査結果が基準値を超えている箇所は「土壤汚染あり」と判断し、以下の暴露可能性の判断とあわせて対応することになります。

次に、汚染状況と当該土地や周辺での土地利用や地下水利用の状況から、住民に健康被害が生じる可能性を評価します。人の健康に影響が及ぶ可能性があるとして判断された場合は、迅速な周辺住民への説明などの緊急対応を行うとともに、周辺井戸の汚染状況調査など周辺環境調査を行い、リスクを最小化するための措置をとらなければなりません。

この際、表1で分類できる4種類のケースによって、「住民の健康保護のための緊急対応」、「周辺環境調査」、「住民への汚染状況の説明」及び「情報の公表」を実施する内容や手順が異なります。このため、表2に各ケースで自治体を実施する事項と事業者へ指導・助言する事項を整理しました。

表1 第3条調査による汚染ケース分類

	判断材料				ケース分類
	敷地内地下水 汚染あり	地域で地下水 飲用あり	汚染敷地 被覆あり	敷地内に 立入可能	
指定基準値の 超過なしの場合 のケース分類	-	-	-	-	[ケース]
溶出量基準値 超過の場合の ケース分類			-	-	[ケース]
			-	-	[ケース]
		×	-	-	[ケース]
	×		-	-	[ケース]
含有量基準値 超過の場合の ケース分類	×	×	-	-	[ケース]
	-	-	×		[ケース]
	-	-	×	×	[ケース]
	-	-		×	[ケース]

：該当 ×：該当しない ：地下水の飲用状況等調査不十分
 調査の結果、水道の給水区域にあり地下水が常態として飲用されていないと考えられる地域であっても、汚染の広がりがうる範囲にある井戸の全数について調査がされておらず飲用の可能性が否定できない場合。

表2 第3条調査における自治体の実施事項と事業者への指導・助言事項

		[ケース]	[ケース]	[ケース]	[ケース]
自治体が 実施する 項目	台帳への記載	-			
	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	-		3	-
	6.2.2 周辺環境調査	-	2	2	-
	6.4.1 住民への汚染状況の説明	-	1		1
	6.4.2 情報の公表	-	1		1
事業者へ 指導・助言 する項目	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	-	- 2	- 2	-
	6.4.1 住民への汚染状況の説明				
	6.4.2 情報の公表				

自治体を実施主体 汚染の濃度・範囲等を勘案し重大な事案と考えられる場合には自治体を実施主体
 基本的には事業者に助言し、事業者の判断に任せるが、汚染の濃度・範囲等を勘案し重大な事案と考えられる場合には事業者
 業者に実施を指導する

事業者に助言し、基本的には事業者の判断に任せる

- 1 事業者が実施する場合は連携を図る。 2 必要に応じて事業者へ協力を求める。
- 3 通常は周辺環境調査の結果人への暴露がある場合に行うが、直接摂取した場合に急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染が見つかった場合には周辺環境調査に先駆けて行う

【ケース 1】 溶出量基準値・含有量基準値共に超過がない場合

この場合、調査結果は台帳へ記載されませんが、住民への情報の提供に備えた体制を整備しておく必要があります。都道府県は、収集した土壤汚染状況に関連する情報を求めに応じて提供することが望ましいと考えられます。

【ケース 2】 地下水の飲用又は土壤の摂食により住民が暴露される可能性がある場合（土壤汚染対策法施行令第5条の要件に合致する又はその可能性が情報不足で判断できないケース）

自治体は、住民が暴露される可能性が高い又は十分な調査が行われておらず情報不足で判断できない（住民に汚染地下水の飲用又は汚染土壤の摂食が考えられる。）と判断した時点で、住民の健康保護のため住民への迅速な情報の周知や飲用指導などの緊急対応を実施すると共に周辺環境調査を開始して、周辺環境の地下水汚染の状況を把握します。

当該土地の土壤汚染に起因した周辺環境の汚染があることを確認した時点で、事業者とともに公表の方法を検討し、都道府県又は政令市が敷地内外の汚染実態について情報の公表を行います。周辺環境調査の結果は、自治体から住民に説明しましょう。

なお、現状では、当該土地又はその周辺で地下水汚染が認められなくても、周辺で地下水の飲用利用がある場合には、当該土地における地下水を継続的に監視するとともに、必要に応じて周辺環境調査を実施します。地下水の汚染が確認された時点で、住民の健康保護のための緊急対応を実施することになります。

【ケース 3】 周辺環境に汚染が拡大しているおそれがあるが、地域で地下水の飲用の有無を完全に確認できていない場合（土壤汚染対策法施行令第5条の要件に合致しないことが完全には否定できないケース）

自治体は、周辺環境調査（周辺での飲用井戸等の有無調査を含む）を実施しますが、急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染である場合は、周辺環境調査に先立って汚染判明後直ちに住民への緊急対応を実施します。また、周辺環境調査の結果、人への暴露の可能性がある場合も同様に緊急対応を実施します。溶出量基準を超える土壤汚染の場合には、周辺に飲用井戸等があることがわかった時点で、【ケース 2】として対応します。また、周辺環境調査の結果、飲用井戸等による暴露がないことがわかった場合には【ケース 1】として対応します。

直接摂取した場合に急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染が見つかった場合等には、周辺環境調査実施に先駆けて住民の健康保護のための緊急対応を行います。このように迅速な対応を行う場合の判断基準については自治体において日頃より内規等により定めておくことが望まれます。

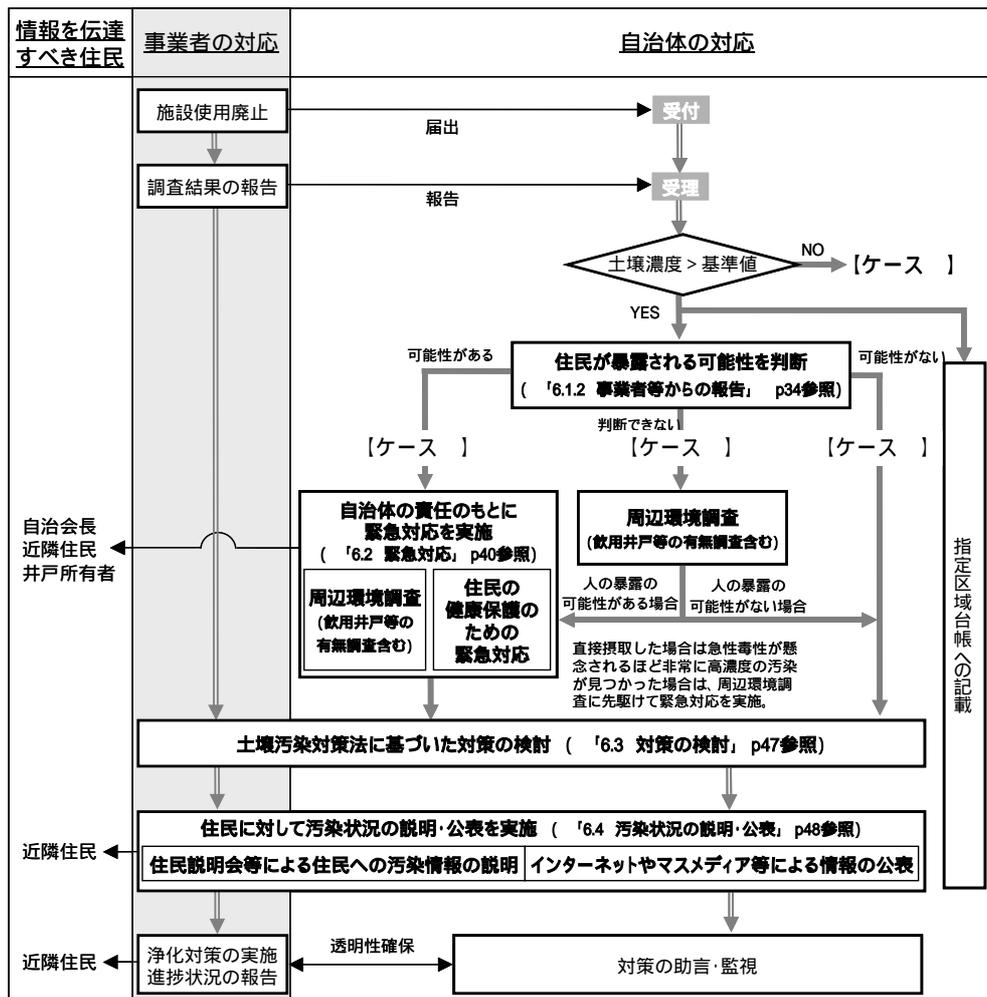
【ケース 4】 住民が暴露される可能性がない場合（施行令第5条の要件に合致しないことが明らかなケース）

自治体は事業者と共に対応策を検討します。また、汚染が敷地内にとどまっており住民に対して直接暴露の可能性がない場合でも、汚染物質濃度や敷地内土壤汚染の範

困等を勘案して重大な事案と判断される場合は、自治体又は事業者が住民への汚染状況の説明や情報の公表を実施することも必要でしょう。このような判断の基準については自治体において日頃より内規等により定めておくことが望まれます。

以上の第3条調査におけるコミュニケーションの流れを図示すると、図2のようになります。(図中章節番号やページ番号等はガイドライン本文中のものによる。以下同じ。)

図2 土壌汚染対策法第3条調査におけるコミュニケーションの流れ



(参考) 含有量基準値を超える周辺環境の表層土壌汚染がある場合は、第4条調査の対象になります。

上記の流れの中で、住民へ情報を説明したり情報を公表する際には以下のことに留意する必要があります。

住民への汚染状況の説明

住民へ汚染状況を説明する方法としては、住民説明会の開催、戸別訪問、ビラ・回覧板・広報誌などの紙媒体の配布による周知があります。原則として、住民説明会を開催し、関心や不安を感じている住民と直接質疑応答を行うことが住民との信頼関係を深めるという点でも望ましいと言えますが、汚染の状況や地域住民の要望によって適切な方法を選択してください。

事業者や自治体からの説明が遅れたり、双方からの説明に食い違いがあると、住民の不安や不信感が高まる大きな要因になります。特に、【ケース Ⅰ】のように、事業所の外にまで汚染の範囲が拡大している場合には、自治体が責任を持って周辺住民に周辺環境調査の結果や健康への影響のおそれを説明することが望ましいといえます。

健康への影響が懸念される住民への説明は、住民との信頼関係の確保（急性毒性のおそれがある場合は健康保護）を第一とする観点からマスメディア公表に先行して行う必要があります。土壌汚染のリスクコミュニケーションでは、周辺住民との信頼関係が重要です。したがって、住民に対する早期の説明が大切であり、周辺住民が新聞などのマスメディアにより初めて汚染の事実を知ることがないようにしなければなりません。

情報の公表

情報の公表の方法には、新聞などのマスメディアを通じた公表、ホームページなどへの掲載、環境報告書等への掲載による公表などがあります。

【ケース Ⅰ】または【ケース Ⅱ】のように、住民が暴露される可能性がある場合や急性毒性が懸念される高濃度汚染がある場合は、汚染が判明したら迅速に情報の公表を行うことについては、既に説明しました。その他のケースにおいては、イ）汚染の状況が判明した時点とロ）汚染除去等の措置の方針が決まった時点の2つのタイミングで情報の公表を実施することが考えられます。いずれの場合も、メリット、デメリットがありますので、自治体又は事業者が判断して公表してください。

住民説明を行わずにメディア公表を行う場合などは、公表を行う前又は直後に地域の重要な関係者（自治会役員、井戸所有者など）を戸別に訪問して汚染状況の説明を行うとともに、公表の内容を説明し、理解と協力を依頼することが重要です。地域の代表的な関係者への説明は、自治体の協力のもとで事業者が主体となることが望まれますが、【ケース Ⅲ】などの場合で、事業者が情報を公表しない場合は自治体が主体となって公表することも必要となります。

(2) 自主調査におけるリスクコミュニケーション

第3条調査との大きな違いは、汚染判明のきっかけとなる調査が事業者の主体性に基づき行われる点であり、操業中の事業場でも調査が実施されることがあります。情報公開などは事業者により主体的に行われることが望まれますが、本ガイドラインは自治体職員向けであるため、一義的に自治体が行うべき役割について説明します。

事業者が土壌の自主調査をするきっかけは、法律の改正に伴う自主調査や、事業所内の定期調査、漏洩など汚染事故の調査など様々です。この他、事業所のISO14001取得に伴うもの、本社の指示によるもの、事業拡張に伴う建築物の建設に伴うものなどもあります。また、最近では事業集約・経営改革を契機とした工場閉鎖、土地売却が急増しており、土壌汚染が発見されるケースが増える傾向もあります。

いずれの場合も、事業者が自主的に行う調査であるため、事業者から結果の連絡を受けるまで、自治体が関与する機会がありません。そのため、調査方法や結果の取扱いについては事業者の主体性にかかっているとと言えます。そこで、自治体としては、日頃から以下のようなことが実施されるよう指導・要請することが望まれます。

- 1) 自主的調査の際も、できるだけ法律に基づく調査に準じた手法で調査を実施する。また、その際は指定調査機関など技術的に信頼のおける機関に調査を依頼する。
- 2) 測定結果を基準値の超過の有無にかかわらず報告してもらう。

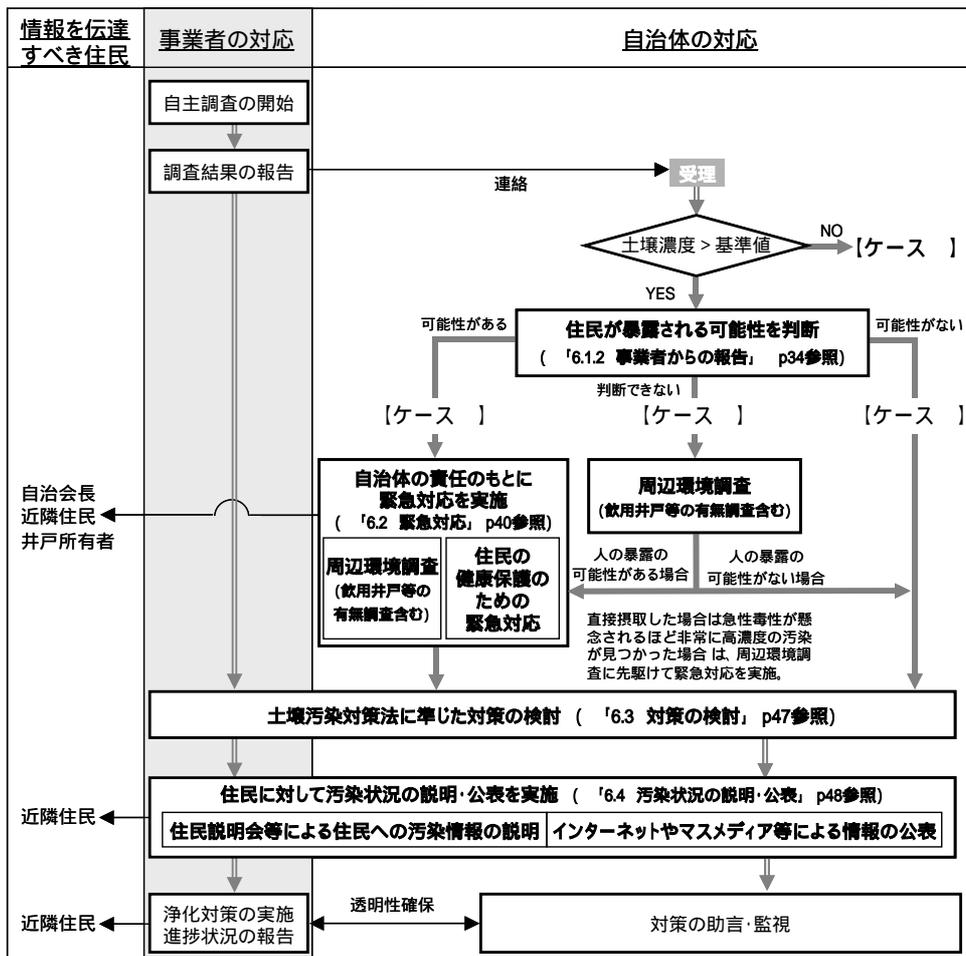
事業者が自治体に測定データを提出した後の流れは図3のように考えられます。

自治体は、事業者から測定データが提出されたら、必要に応じて自治体が周辺環境調査を行い、周辺の土壌や地下水の汚染の有無、汚染の範囲や程度を把握して、住民が暴露される可能性を表2に従って判断します。ケース分類を行ったら、表4にあるように事業者に対して適切な対策について助言、指導を行います。

また、第3条調査及び第4条調査と異なり、自主調査の結果は原則として指定区域台帳に記載されません。このため、都道府県等において台帳に類するものを準備し、事業者から提出された情報は整理しておきましょう。

住民の健康保護のための緊急対応、周辺環境調査や住民への汚染状況の説明、情報の公表は第3条調査と同じですが、住民への説明・公表は基本的に事業者が主体となって進めることになります。

図3 事業者の自主調査におけるコミュニケーションの流れ



(参考)自主的対応により対策を行っている場合でも、対策が滞る場合には、本来法律の第4条の調査命令の対象となるものについては、都道府県が4条調査命令を発出して事業者に対策を実施させることもできます。

表4 自主調査における自治体の実施事項と事業者への指導・助言事項

		[ケース]	[ケース]	[ケース]	[ケース]
自治体が実施する項目	台帳への記載	-	-	-	-
	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	-	2	2、3	-
	6.2.2 周辺環境調査	-			-
	6.4.1 住民への汚染状況の説明	-	1		同席・参加
	6.4.2 情報の公表	-	1		同席・参加
事業者へ指導・助言する項目	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	-	- 2	- 2	-
	6.4.1 住民への汚染状況の説明				
	6.4.2 情報の公表				

自治体が実施主体

基本的には事業者に助言し、事業者の判断に任せるが、汚染の濃度範囲等を勘案し重大な事案と考えられる場合には事業者に対して実施を指導する

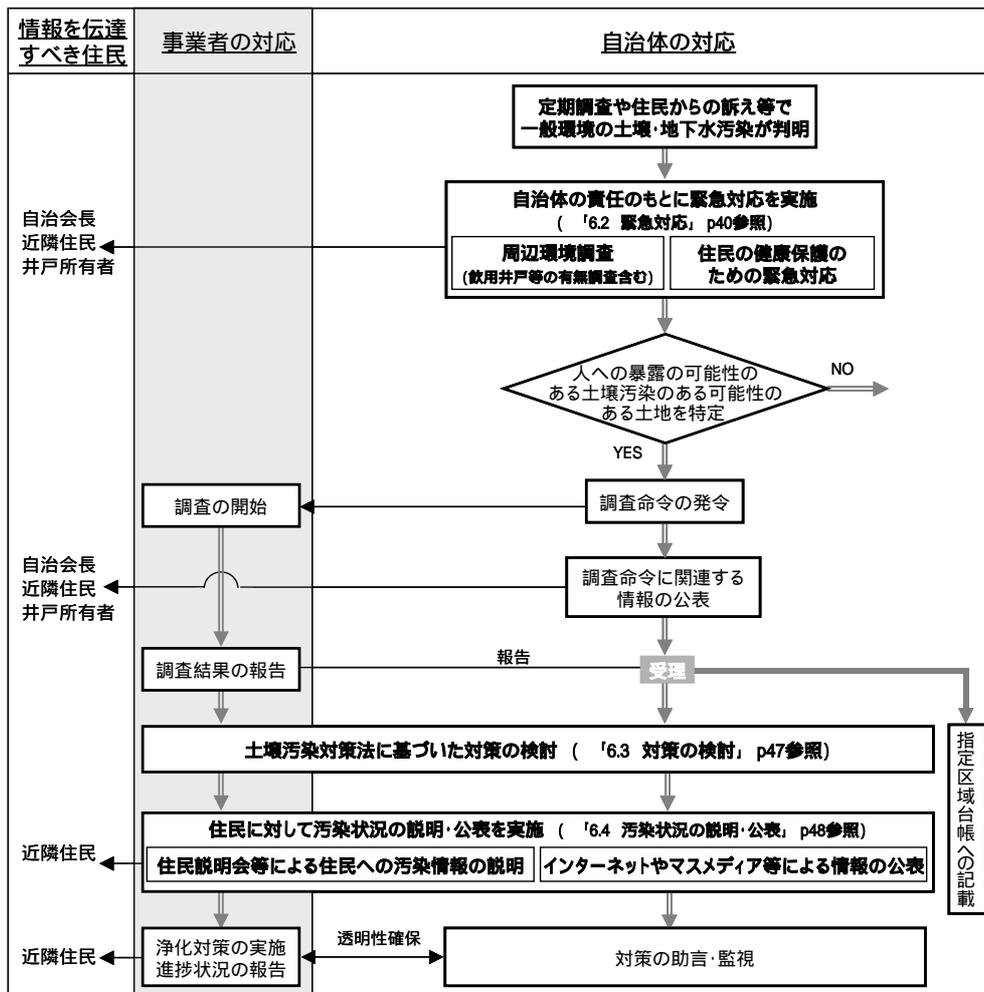
事業者に助言し、基本的には事業者の判断に任せる

- 1 事業者が実施する場合は連携を図る。 2 必要に応じて事業者へ協力を求める。
- 3 通常は周辺環境調査の結果人への暴露がある場合に行うが、直接摂取した場合は急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染が見つかった場合には周辺環境調査に先駆けて行う。

(3) 第4条調査におけるリスクコミュニケーション

第4条調査は、自治体の環境調査等から人への暴露のおそれがあると認められた際に土壌汚染のおそれのある土地所有者等に対し調査命令を発出するものです。そのため、土壌又は地下水の汚染発見後は自治体が緊急対応と同時に周辺環境調査を並行して行います。人の健康に被害を生ずるおそれのある汚染の原因となる土地を特定した時点で第4条調査の発令を行うため、第3条調査と対応の順番が大きくなりますが、流れは図4のように考えられます。

図4 土壌汚染対策法第4条調査におけるコミュニケーションの流れ



地下水汚染の発見を契機とする第4条調査発令の検討において、発生源となる土壌汚染が特定できない場合は、地下水汚染として対応を考えていきます。

土壌汚染又はその可能性の発見や土壌汚染に起因する可能性のある地下水汚染の発見後、ただちに土壌汚染が人の健康に影響するおそれがあるかないかを判断することが必要です。人に暴露の可能性のある汚染があるかないかは、第4条調査命令の発令の要件に合致するか否かが判断の基準となります。しかし、これらの判断の情報が十分でなくとも、汚染された地下水の飲用などにより人の健康に影響する蓋然性が高いと判断できる場合は、周辺住民に対して緊急対応を講じます。また、人の健康に係る被害が生じるおそれの有無の判断のため同時並行で、周辺環境調査を実施します。

調査結果が出た後の対応は概ね第3条調査の場合と同様です。

(参考) 第3条調査・第4条調査とは

法第3条に基づく調査(第3条調査)

土壤汚染対策法第3条第1項では、法第2条第1項に定められた特定有害物質を製造、使用、処理を行っている有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項で規定する特定施設であって特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの)の使用を廃止する場合、原則としてその施設があった工場又は事業場の敷地であった土地について、その土地の所有者等が土壤汚染状況調査を行うことが規定されています。

これは、有害物質使用特定施設が、特定有害物質を含む汚水や廃液を排出する施設であり、その物質の使用や排出に伴って土壤を汚染する可能性が高いため、有害物質使用特定施設の廃止時に調査が義務づけられます。ただし、作業時には一般の立入が制限され、汚染土壤に触れる機会が少ないと判断されるため、他の生産工程などが作業中の工場など利用方法から見て特定有害物質による汚染により人の健康被害が生ずるおそれのない場合は、工場事業場が廃止されるまで調査を猶予することも可能とされています。

土地所有者等は、その使用を廃止した日から原則として120日以内に環境大臣の指定を受けた機関(指定調査機関)に、法により定められた調査方法で土壤汚染状況を調査させ、その結果を都道府県知事等に報告しなければなりません。

法第4条に基づく調査(第4条調査)

土壤汚染対策法第4条第1項では、特定有害物質により汚染された土壤の摂食や地下水の摂取により人の健康に被害が及ぶおそれがあると判断された場合は、都道府県知事等が土地所有者等に対して土壤汚染の調査を命じることができると規定されています。

人の健康に被害が及ぶおそれがある場合とは、概ね、地下水汚染が発見され、その周辺で地下水を飲用等に利用している場合と土壤汚染の蓋然性の高い土地が一般の人が立ち入ることができる状態になっている場合ですが、正確には、土壤汚染対策法施行令第3条1号イ、ロ、ハに規定されているとおりです。詳しくは逐条解説等を参考にしてください。

第4条に基づき都道府県知事等から調査命令が発令された場合、第3条調査と同様に、土地所有者等は通知を受けた日から120日程度を目安に環境大臣の指定を受けた機関(指定調査機関)に定められた調査方法で土壤汚染状況を調査させ、その結果を都道府県知事等に報告しなければなりません。

(参考) 図5 第3条調査における土壤汚染対策法の概要

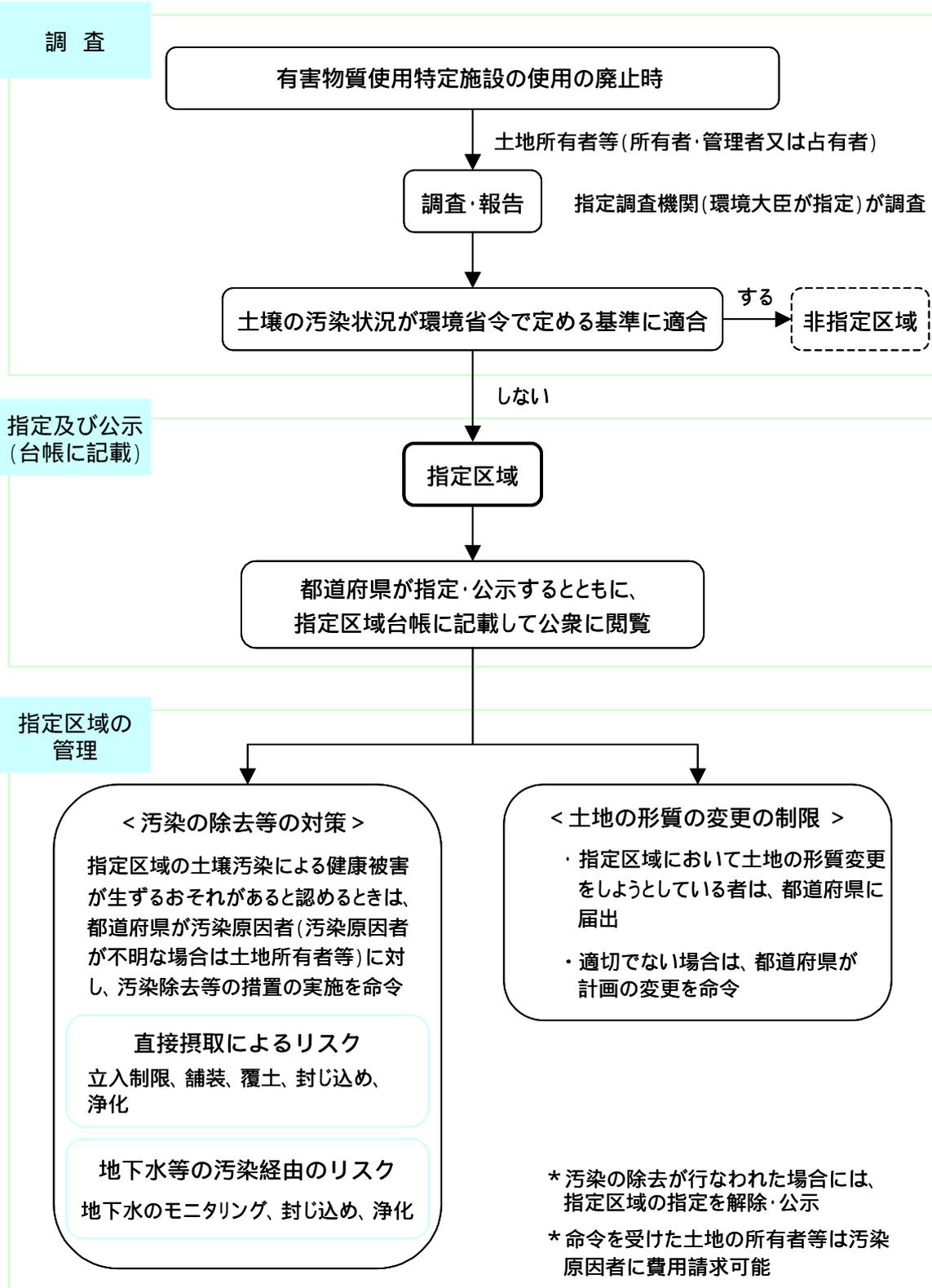


図6 第4条調査における土壌汚染対策法の概要

